

村山市監査委員公告第 27 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和元年 12 月 11 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

- 1 監査の対象 福祉課
- 2 監査の期間 令和元年 11 月 26 日から令和元年 12 月 11 日
- 3 監査の範囲 平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
- 4 監査の方法 村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和元年 11 月 26 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
5. 監査の結果 次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

時間外勤務手当の支給について、返納、追給すべきものがある。

〈返納〉週休日の振替を行っているが、重複して時間外勤務手当を支給しているものがある。また、振替勤務日に時間外勤務をした際の時間外勤務手当を、勤務日の時間外勤務単価区分の 125/100 で支給すべきところ、週休日の時間外勤務単価区分の 135/100 で支給しているものがある。

〈追給〉週休日の振替を行った日に時間外勤務をした際の時間外勤務手当を、週休日の時間外勤務単価区分の 135/100 で支給すべきところ、勤務日の時間外勤務単価区分の 125/100 で支給しているものがある。